

# CEPA III: 香港にとっての機会

2005年11月10日

# ☑概要

- 全香港製品に本土市場へのゼロ関税アクセスが与えられる。
- 香港のサービス提供者に対しWTO以上に有利な市場アクセスが与えられる。
- 香港居住者の個人所有小売店に対して4つの新事業分野が解放される。

2006年1月に発効するCEPA IIIに基づき、禁止品目を除くすべての香港原産品はゼロ関税 扱いとなる。ただし、免税適格品と認められるには、CEPAの原産地規則を満たしていなければならない。現在、261品目に関して原産地規則が規定されており、合意した原産地規則の大半は、CEPA IおよびIIで採用された自由化規則に類似している。現時点で原産地規則に関して合意が成立していない品目に関しては、現地製造会社からの要請をもとに、香港政府が年2回、本土政府との交渉を開始することになっている。

香港ブランドの腕時計に対する30%付加価値要件の撤廃を含め、ゼロ輸入関税待遇によって、高付加価値部品や技術を使用した製品や知的財産権を駆使した製品をめぐる産業に対する投資やそれら製品の製造施設が香港に誘致される可能性がある。ライフスタイル製品(例えば高級ファッションやスタイリッシュな時計)、食料品(加工食品)、専有技術製品(医薬品)などが、ゼロ関税の恩恵に浴すことになるであろう。また、原産地規則に関する協議が進めば、現時点では香港で生産されていない製品の製造を計画している潜在的投資家にさらなる柔軟性が与えられることになる。

サービス貿易に関しては、CEPA IIIには10分野にまたがる23件の自由化措置が盛り込まれている。一般にこれらの自由化措置は、WTOで規定されたタイムテーブルよりも早期に本土市場にアクセスする権利を香港のサービス提供者に付与するものである。例えば、香港の旅行代理店は、他国の競合他社よりも2年先に本土への100%所有子会社の設置を申請することができる。

音響・映像(AV)、運輸、流通などの分野では、中国のWTO加入議定書で規定された以上の権利が香港企業に与えられる。例えば他の外国企業は少数所有または一部パイロット都市における75%所有の合弁会社の経営しか認められていないのに対し、香港企業は、中国各地の複数箇所で映画館の改修または設置を行う100%所有子会社を経営できる。また本土の証券会社や先物企業のなかで条件を満たす企業は、香港に子会社を設立することを許可される。中国のWTO加入議定書には、この分野に関する規定は盛り込まれていない。

このWTOを上回る自由化措置は、香港企業、特に中小企業に一足先に与えられる見込みである。一方、本土の証券会社および先物会社の香港進出を許可する本土の措置は、香港の仲介業者基盤を拡大し、地域の金融センターとしての香港の地位を強化するのに役立つであろう。

それ以外に本土は、中国市民権を持つ香港永住者が中国本土各地に個人所有店を設置し、商品および技術の輸出入、写真および写真処理サービス、洗浄・クリーニング・染色サービス、自動車・オートバイ修理整備サービスの4種類のサービスを提供するのを許可することになっている。この措置によって香港居住者の起業家精神が刺激され、香港と本土の経済的統合が促進されるであろう。

## ひ背景

香港および中国本土政府は、中国本土・香港経済貿易緊密化協定第3段階(CEPA III)に基づく自由化措置を2005年10月に共同で発表した。これらの措置は、主に2006年1月に発効する。CEPAは当初2003年6月に締結され、2004年1月に施行された。この第1段階(CEPA I)に続いて香港および本土政府は、CEPAの枠組みに基づき香港の本土市場へのアクセスをさらに自由化する第2段階措置(CEPA II)に関して2004年8月に合意し、これらの措置を2005年1月に施行した。CEPA IおよびIIに基づき、中国本土は、計1,108品目の香港製品にゼロ関税を適用し、また27分野のサービスに特恵待遇を与えている。

## ▶製品貿易

#### CEPA IIIの規定

CEPA IIIに基づき、本土は、中古電気機器、医薬品、化学残留物、都市ゴミ、虎の骨、サイの角などの禁止品目を除いて、すべての香港原産品を免税扱いにすることに合意した。ただし、免税適格品と認められるには、CEPAの原産地規則を満たしていなければならない。 CEPA IおよびIIの対象品目に加えて、香港および本土政府は、261品目の原産地規則に関して合意した。これには、特定の乾燥または加工魚類、乳製品、果汁、化学品、一次形態の樹脂、繊維、衣類、パイプおよび管継手、機械および電気製品、眼鏡が含まれる。

CEPA I、IIおよびIIIの対象となる計1,369品目のうち、1,014品目(74%)に関しては、香港での加工の有無を基準とする現行の原産地規則を採用することで合意されている。これには繊維・衣類、食品飲料、医薬品、特定の樹脂および金属製品が含まれる。CEPAの原産地規則要件に適合する目的で生産プロセスを変更する必要性が無いため、香港の製造会社には、新たな市場アクセス機会を利用する以上に大きな柔軟性が与えられることになる。

一方、電子部品や構成部品を含む155品目(11%)には「関税分類番号の変更」要件が適用され、電子製品を含む116品目(9%)には30%の付加価値要件が適用される。水産品などの84品目(6%)に関しては、当該製品の特徴を考慮して、特別な原産地規則を適用することが合意されている。

#### CEPA原産地規則の内訳

原産地規則	品目数	比率
加工行程を基準とする現行の原産地規則	1,014	74%
関税分類番号の変更	155	11%
付加価値要件	116	9%
特定の原産地規則	84	6%
計(CEPA I & IIが1,108品目 IIIが261品目)	1,369	100%

時計メーカーにとって興味深いのは、香港ブランドの腕時計に適用されていた30%の付加価値要件の撤廃に本土が合意したことである。これには、香港原産のブランドだけでなく、香港で登記された企業が100%取得した外国ブランドも含まれる。この緩和によって、香港でデザイン、組み立て、試験、品質管理を行うだけでCEPA適格の時計と見なされることになる。こうした規制緩和と、香港ブランド時計の本土市場進出を支援する香港貿易発展局のプロモーション活動が合わさって、香港時計産業の発展がさらに促されるであろう。

現時点でCEPA原産地規則に関して合意が得られていない品目に関しては、現地製造会社の要請を受けて、香港政府が年2回、本土政府との交渉を開始することになっている。香港企業の要請提出スケジュールおよび手続については、後に香港工業貿易署(TID)が発表する。交渉開始後、TIDが当該品目のCEPA原産地規則の詳細を香港企業に通知することになっている。

#### 香港製品のためのコスト削減

免税アクセスがもたらす当面の利益として、本土に販売される香港域内輸出品のコスト削減があげられる。2004年1月から2005年9月にかけて、総額27億9,600万香港ドルに相当する、計8,296通の香港原産地証明書がCEPA IおよびIIに基づいて発行された。原産地証明書の発行件数が最も多かったのは繊維・衣類であり、これに医薬品、食品飲料、樹脂・樹脂製品、紙・紙製品、化学品が続く。

#### 香港原産が認められた製品の分布状況

(2005年9月30日現在)

製品の種類	原産地証明書の承認件数
繊維·衣料	2,926
医薬品	1,384
食品飲料	986
樹脂および樹脂製品	945
紙および印刷物	618
化学品	441
着色料	352
卑金属製品	281
電子·電機部品	233
ジュエリーおよび貴金属	60
時計、腕時計、時計部品	45
光学機器、写真機、映画撮影機および部品	13
化粧品	12

皮·毛皮製品	5
機器および機械類	4
その他	2
食品残留物および飼料	1
玩具、ゲーム、スポーツ用品	1
総数	8,296

注記: 1件の原産地証明書で複数品目を取り扱えるため、総数は各品目の合計を下回る。

CEPA IIIに基づき、さらに多くの香港原産品がゼロ関税の適用対象に追加されることで、香港の一部製造業が刺激され、本土向け輸出が活気づくと予想される。CEPA原産規則に関して合意が成立しているのは261品目に過ぎないが、香港企業が申請し、原産地規則に関して合意が成立すれば、その他のすべての製品もやがてゼロ関税適格になるであろう。またゼロ関税適用の利益を得て、既存の製造施設が拡大される可能性もある。

大半の香港の製造会社は、今後も本土を製造拠点として利用し続けるであろう。しかし、 CEPA IIIを利用して、既存の製造施設の改善や香港における製造施設の新設を検討する企業 もあるだろう。一方、香港から本土への国内輸出にゼロ関税が適用されるため、地域への製 造施設の設置を検討していた外国企業が本土ではなく、香港に進出することも考えられる。

それら企業にとって最終ターゲット市場が本土であることを考えると、香港の高生産コストを相殺するに十分な利益がゼロ関税によって得られなければならないことになる。逆にいえば、知的財産権(IP)の面で香港がより大きな価値を創出できるか、より優れたIP保護を提供できれば、高付加価値要素(ブランド、デザイン、品質、技術等)やIP部分がコスト構造の大半を占める製品に関しては、香港に誘致できる可能性が高くなる。

高付加価値製品やIP部分の比率の高い製品を製造し、しかも大規模な製造規模を必要としなければ、そうした企業は香港に製造施設を設置することになるであろう。そうした製品のひとつに、デザイン要素の強い高級ライフスタイル製品がある。CEPA IIIに基づいて原産地規則が緩和される腕時計も、そうしたライフスタイル製品のひとつある。本土で食品安全性に関する懸念が広まっており、そのため香港で加工された食品の品質に、本土の消費者はより大きな安心感を覚える可能性がある。したがって加工食品分野では、"Made in Hong Kong"に本土の消費者の人気が集中し、加工食品が本土よりもむしろ香港で製造されるようになる可能性がある。また本土に輸出する際には医薬品輸入に関する一連の規則が適用されるものの、投資家の専有技術や研究開発成果を強力に保護する必要のある医薬品等も、香港の方が適切な製造施設の設置先と見なされるであろう。

概して現在高めの輸入関税を課されている香港原産品や、主に本土に販売されている香港原産品は、CEPA IIIの施行によって競争力が強化されることになる。また、今は本土への輸出量がごく少量の製品や、あるいは現時点では香港でまったく生産されていない製品でも、付加価値要素または部分の比率が高く、輸入関税の撤廃効果が十分に大きければ、香港に製造企業が誘致される可能性がある。

## CEPA IIIで有利になる可能性のある香港原産品

製品の種類	例	現在の関税率	2004年の香港から 本土への輸出高 (単位:100万香港ドル)
食品・飲料・たばこ	特定の乳製品、特定の果汁、飲料水・氷、活性酵母菌等	10% - 57%	206
化学品	石膏・硬石膏、セメントクリン カー、オレイン酸、特定の表面 処理剤、特定の診断薬・試薬、 特定のモルタルおよびコンク リート等	4% - 16%	180
樹脂製品	特定の一次形態の樹脂、特定の プラスチック板・シート・フィ ルム・フォイル・ストリップ、 チューブ等、特定の樹脂製家庭 用品等	6.5% - 10%	61
繊維・衣料	特定織物、特定のコート、ウインドブレーカー、アノラック、スカート、ズボン、スーツ、パジャマ、水着、トラックスーツ、下着、幼児用衣類、ショール、スカーフ、手袋、衣類のアクセサリー等	10% - 25%	823
金属製品	特定のパイプおよび管継手、圧 縮または液化ガスのコンテナ、 スズおよび特定スズ製品、特定 の卑金属製ワイヤ、ロッド、電 極等	1.5% - 18%	178
機械および電機部品	浄水機器、特定のエレベーター、コンベヤおよびその部品、特定機器の部品、特定の電動ドリルおよび電動ノコ、掃除機等	5% - 25%	489

眼鏡	ガラス製眼鏡レンズ、眼鏡フレームおよび取り付け物 (mountings)、サングラス、 その他の眼鏡等	10% - 20%	172
皮·毛皮製品	革製品、旅行製品、ハンドバッ グ等	5% - 70%	17
木·紙製品	特定の紙・厚紙、ポストカー ド、カレンダー	2% - 20%	102
腕時計	貴金属腕時計、機械式腕時計、その他の腕時計	11% - 23%	0.03

#### 製造投資に対する影響

香港原産品の本土への輸出機会が増大するのに伴い、既存現地産業の生産量および生産能力の拡大が予想される。また、CEPA IIIによってもたらされるメリットに惹かれて、香港および外国企業が新たに香港に製造施設を設置する可能性もある。CEPA IIIでは、まだ261品目しか原産地規則に関する合意が成立していない。しかし、香港企業の申請を受け、やがてはすべての香港原産品がゼロ関税適格となるであろう。また現時点では香港で生産されていない品目に関しても、原産地規則が規定されるであろう。それに伴いCEPA IIIは、新たな産業投資や新たな製造活動を香港に誘致する好影響を発揮するであろう。

現在、中国本土にある香港企業の大半の工場は、海外市場向けのOEM生産に従事している。自社ブランドを開発し、本土市場への販売を行っている企業もあるが、その大半は中価格帯から中高価格帯に位置付けられている。今後、香港企業は、ゼロ関税のメリットを利用して、本土の高価格帯市場をねらった高級な新製品ラインや新ブランドを立ち上げることもできるであろう。

特定のライフスタイル製品やファッション製品は、"Made in Hong Kong"ブランドを売り物にして本土市場で高めの価格を設定できるだろうが、それにはそれだけの強力または高級なブランド・イメージが必要となる。それは、本土の量販品市場では、価格が購入を決定する主要要因だからである。ブランド製品に関しても、一旦ブランドが受け入れられてしまえば、その原産地は重要ではなくなる。したがって、量産品の製造施設が香港に設置される可能性は低いといえるだろう。

CEPAのゼロ関税の恩恵に与り、かつ対本土市場向け輸出を目的に香港での製造が正当化される産業は、次のいずれかまたは複数の条件を満たしていなければならない。

#### ゼロ関税の恩恵に浴すための条件

- ゼロ関税による利益が大きい。
- 本土内の調達原料ではなく、海外からの輸入原料や中間財に依存する。
- 香港での製造に好ましいイメージや高い評価があり、"Made in Hong Kong" ブランドとして高めの価格設定をすることができる。
- 製品価格に労働コストが占める比率が低く、ブランド、デザイン、品質、技術 面で付加価値の高い高価格製品
- 価格構造に知的財産(IP)部分の占める比率が高く、強力なIP保護を必要と する製品
- 量産せずに限定数を製造する製品
- 香港で十分な熟練労働者が利用できる産業、より現実的には生産に高度技術を 応用する能力のある産業

CEPAの前の2段階と同じように、CEPA IIIの利益に与ることができるのは、主に既存産業のニッチおよび高価格帯製品である。ハイファッション製品やアクセサリー、スタイリッシュな時計、眼鏡のようなライフスタイル製品は、デザインおよび品質管理面の香港の強みと評判を利用して、本土の新興中流階級向けの高級ブランドや製品を開発できるであろう。ライフスタイル製品を別にすると、品質や安全性の面で本土製品よりも勝っている特定加工食品にとって、"Made in Hong Kong"のラベルが重要になるであろう。

既存産業以外にも、香港は、専有技術、処方、発明の強力な保護を必要とする産業に対し内外から投資を誘致できる可能性がある。これの産業は本土では未だ100%の外資系企業が禁止されおり、特に有望である。例えば外国人投資家は、本土で特定の医薬品、小型クローラー、小型トラッククレーンなどの「制限産業」<sup>1</sup>分野への投資を希望する場合、合弁事業を設立しなければならない。これらの産業ではIP、専有技術または発明の価値が高いため、外国人投資家は、本土で合弁事業を設立するよりも、香港に100%所有子会社を設立したいと考えるかもしれない。

本土で外国企業の出資比率がまったく制限されていない産業についても、中国本土市場をターゲットにするか、香港と本土の経済的相乗効果によって得られる利益を利用したいと考えている場合、研究開発施設や技術専有的製品の生産施設を香港に誘致できる可能性がある。これは、中国の事業環境にまだ馴染みが無く、独立したR&D施設を本土に設置する経済的余裕のない中規模の外国企業の場合に特に有望といえる。香港の高水準の知的所有権保護、自由港としての地位、ならびにゼロ関税アクセスや本土との効率的取引など、CEPAがもたらす追加メリットが香港に外資を誘致する際に優位に働くであろう。

<sup>1</sup> 工業開発の方針に沿って、中国政府は、海外投資のための暫定規定および外資系産業のためのガイダンスを公表した。暫定規定では、外資プロジェクトは奨励、許可、制限、禁止の4種類に区分されている。制限プロジェクトの場合、申請手続や合弁事業の持ち分に関して外国人投資家により厳しい制限が課される。最新ガイダンスでは、13の製造分野が制限対象になっている。

## ひサービス貿易

#### CEPA IIIの規定

サービス貿易に関しては、CEPA IIIには法務、会計、音声・映像(AV)、流通、銀行業務、証券、観光、運輸、個人所有店の10分野にまたがる23件の自由化措置が盛り込まれている。一般にこれらの自由化措置は、WTOで規定されたタイムテーブルよりも早期に本土市場にアクセスする権利を香港のサービス提供者に与えるものである。例えば、映像・音声、輸送、流通分野では、中国のWTO加入議定書で規定された以上の権利が香港企業に与えられる。一方、本土の適格証券および先物企業は、香港に子会社を設立できるようになる。

## 法務サービス

CEPA IIIでは、香港の法律事務所が本土の法律事務所と提携して営業するための手続がさらに自由化される。香港の法律事務所は、CEPA IIの規定に従って本土の法律事務所内に駐在員事務所を設置し、その法律事務所を提携して営業しなくても、提携する本土の法律事務所が所在するのと同じ省、自治区、地方自治体に駐在員事務所を設置し、営業することができるようになる。これによって、本土の法律事務所との提携を希望する香港の法律事務所は、地理的配置の面でより大きな柔軟性が得られるようになる。しかし、こうした提携を行う香港の弁護士は、本土の法律問題を取り扱うことはできない。

CEPA IIに基づき本土の法律事務所による香港の弁護士の雇用が許可されたのに加えて、 CEPA IIIでは、本土での営業を許可された香港居住者の雇用資格が規定されている。香港、 マカオ、その他のあらゆる外国の法律事務所によって本土に設置された駐在員事務所は、本 土の法律事務所が雇用する香港居住者を雇用することはできない。これは、本土での営業を 許可された香港居住者の雇用資格を明確化する有益な規定といえるであろう。

現在のアクセス範囲	CEPA IIIに基づくアクセス範囲
• 承認を得ることを条件に、海外の 法律事務所は、地理的または数量 的制限を受けずに営利の駐在員事 務所を設置することができる。	本土に駐在員事務所を設置した香港の法律事務所は、その駐在員事務所があるのと同じ省、自治区、自治体に所在する本土の法律事務所と提携して営業することができる。
<ul> <li>本土の法律事務所は、外国人弁護士を雇用できない。</li> <li>本土の法律事務所は、CEPAに基づく香港の弁護士の雇用を許可されているが、香港の弁護士は本土の法律問題を取り扱うことができない。</li> </ul>	本土での営業を許可された香港居住者は、本土の法律事務所1社のみに勤務することができる。外国企業、香港またはマカオの法律事務所によって本土に設置された駐在員事務所は、このような香港居住者を雇用することはできない。

## 会計サービス

一般にCEPAには、香港の会計会社および会計士を対象とする重要な自由化措置はあまり盛り込まれていない。香港の小規模会計会社が本土市場でサービスを提供するための主要な選択肢に、臨時監査営業許可を利用する方法がある。CEPA IIIでは、臨時監査営業許可の有効期限がCEPA IIの1年から2年に延長された。これによって、CEPAの適用を受けない会計会社に比較して、香港の会計会社の管理負担が軽減されるであろう。

現在のアクセス範囲	CEPA IIIに基づくアクセス範囲
• 本土で監査サービスを提供するため に臨時監査営業許可を申請できる。	臨時監査営業許可の有効期間が1年 から2年に延長される。
- 営業許可は半年ごとに更新しなければならない。	

#### 建設サービス

CEPAの建設サービスには、建設設計サービス、エンジニアリング・サービス、総合エンジニアリング・サービス、都市計画、造園設計サービス(総合都市計画サービスを除く)が含まれる。

CEPAに基づいて、香港の建設サービス会社は、本土で100%所有子会社を営業することができるが、大半の香港企業は小規模のため、現行の資格格付けおよび専門的要件を満たすのが困難である。

例えば建設部(MoC)命令第114号「外資系建設技術設計会社の管理に関する規制」第15条では、中国の認証を受け、かつ適切な設計経験を持つ建築家、エンジニア、技術スタッフの人数やその会社のスタッフ総数に対する比率が厳しく規定されている。CEPA IIIではこの制限が緩和されることになっており、その詳細が数週間以内に発表される予定である。

MoC命令第114条第16条では、中国の認証を受けた建築家、エンジニア、主要技術スタッフは、毎年合計で6ヶ月以上中国に滞在しなければならないと規定されている。CEPA IIIでは香港滞在期間もこの中国滞在期間の一部と見なされるようになるため、香港資本の建設設計会社および都市計画会社は、本土プロジェクトのスタッフ配備に関してより大きな柔軟性が得られることになる。

またCEPA IIIでは、香港の小規模都市計画会社同士が本土で合弁の都市計画会社を設立し、香港および本土のものを含め、各社の業績が本土当局による資格審査の際に考慮されるようになるため、CEPA IIIはこうした小規模会社にとっても有益である。

現在のアクセス範囲	CEPA IIIに基づくアクセス範囲
<ul><li>100%外資の建設および技術設計 会社の設立が許可されている。</li><li>MoC命令第114号第15条では次</li></ul>	香港企業が設立した建設・技術設 計会社および都市計画会社の資格 審査の際、香港と本土両方におけ る当該企業の実績が考慮される。
のように規定されている。 - 100%所有建設および技術設計会社の設立を申請する外国企業は、中国で認証を受けた建築家またはエンジニアが資格格付け基準により求められる認証専門職従事者総数の4分の1以上なければならず、また、資格格付け基準により求められる主要技術スタッフの4分の1以上が適切な設計経験を持っていなければならない。 - 合弁建設および技術設計会社の設立を申請する外国企業は、中国で認証を受けた建築家またはエンジニアが資格格付け基準により求められる認証専門職従事者総数の8分の1以上なければな	中国本土政府は、MoC命令第114 号第15条の条件を緩和すること に合意し、2006年1月1日の CEPA III施工前にその詳細を発表 する。
らず、また、資格格付け基準に より求められる主要技術スタッ フの8分の1以上が適切な設計経 験を持っていなければならな い。	
• 100%外資の都市計画会社を設立 できる。	• 2社またはそれ以上の香港企業に よって設立された合弁都市計画会 社の資格審査の際、各社の香港と 本土両方における業績を考慮す る。
• 外資系建設・技術設計会社または 都市計画会社に雇用される外国人 専門職従事者または技術スタッフ は、1年のうち計6ヶ月以上本土に 滞在しなければならない。	• 香港滞在期間を本土滞在期間と見なすことによって、香港の専門職従事者および技術スタッフの本土滞在要件を緩和する。

## 音声・映像(AV)サービス

CEPA IIIでは、映画館の建設・改修に従事する香港の100%所有子会社の営業範囲が拡大され、1箇所で複数の映画館の建設または改修が行えるようになる。

現在のアクセス範囲	CEPA IIIに基づくアクセス範囲
<ul><li>映画館</li><li>◆ 外国企業は、少数所有の合弁会社 形式で映画館の建設または改修を</li></ul>	<ul><li>映画館</li><li>● 香港企業は、映画上映事業の経営</li><li>を目的に、複数筒所で複数映画館</li></ul>
行うことができる。	の建設または改修に従事する100 %所有子会社を設立することがで
上海、北京、広州、成都、西安、 武漢、南京の7パイロット都市で は、外国企業は映画合弁事業の最 大75%を保有できる。	きる。

香港・本土共同製作映画に関しては、既存のCEPA規定によって香港の主要クリエイティブ・スタッフの比率に関する制限は撤廃されており、主要出演者の3分の1が本土の人間ならば良いことになっている。またそうした共同製作映画のストーリーに関しても、もはや本土を舞台にしなくても良くなった。CEPA IIIではこれらの規制緩和がさらに促進され、香港本土共同製作映画の広東語バージョンを広東省で配給および上映することが許可された。

同様に中国電影集団公司の電影輸出入公司が独占輸入した広東語版の香港制作映画も、広東省で配給および上映できるようになる。さらにCEPA IIIでは、輸入枠の適用を受けずに輸入できる、香港制作の中国語映画の著作権所有比率がCEPA IIの75%以上から50%以上に引下げられる。

中国は、普通話(標準中国語)以外の方言を話す多くの人種がいる多人種国である。CEPA III に従い香港本土共同製作映画を広東語に吹き替えて広東省で配給できるようになれば、映画の元来の風味を損なわずに広東省の観客により多様な選択肢を提供し、市場浸透を促進できるであろう。中国電影集団公司によって独占輸入される、香港製作映画の広東語バージョンに関しても同じことがいえる。

現在のアクセス範囲	CEPA IIIに基づくアクセス範囲
共同製作	共同製作
外国と本土スタッフの比率が50対 50	香港本土共同製作映画の広東語 バージョンを広東省で配給および 上映できる。

ストーリーは中国が舞台でなけれ ばならない。 外国映画 外国映画 • 香港制作の中国語映画は輸入枠の • 収益配分ベースで年20本の外国映 適用を受けずに自由に輸入でき 画を輸入できる。 る。 • 香港映画は外国映画扱い - 香港の製作会社は映画の著作権 を50%以上所有していなければ ならない。\* • 中国電影集団公司の電影輸出入公 司が独占輸入した広東語版の香港 制作映画を広東省で配給および上 映できる。 【\* 当該映画の主要スタッフの50%以上 が香港居住者でなければならない。主要 スタッフには、監督、脚本家、主演男 優、主演女優、助演男優、助演女優、制 作者、カメラマン、エディター、芸術監 督、衣装デザイナー、アクション振付 師、オリジナルスコア作曲者が含ま れる。】 TV番組 TV番組 • 共同製作連続TVドラマは30話が • 香港本土共同製作の連続TVドラム の最大話数は、本土制作TVドラマ 上限

#### 流通サービス

CEPAは、既にかなり解放された本土流通市場で営業する香港企業に対し、まだ適用されている制限の撤廃を目指している。CEPA IIIの最も重要な規制緩和措置に、本土で30店以上を経営する香港の小売企業が、2006年1月以降、支配株主となることを許可する措置がある。これによって、さらなる柔軟性と本土市場での積極的な事業拡大を促すインセンティブが香港の大手小売企業に与えられることになる。

と同じとする。

#### 現在のアクセス範囲

WTOの加入議定書の公約に従い、中国は、以下の点を除いて、流通サービス市場に進出する外国企業に課されていたすべての制限を撤廃した。

- 1. 海外卸売会社は、2006年12月 11日まで化学肥料、石油製品、原 油の流通に従事できない。
- 2. 海外小売会社は、2006年12月 11日まで化学肥料の流通に従事で きない。
- 3. 海外卸売り会社は、塩およびたば この流通に従事できずない。また 海外小売企業は、たばこの流通に 従事できない。
- 4. 中国に30店舗以上を展開する外国 企業の出資比率は、49%を超えて はならない。

#### CEPA IIIに基づくアクセス範囲

CEPA IIIでは、香港企業の化学肥料、石油製品、原油流通市場への早期参入が認められた。

- 1. 香港企業は、化学飼料、石油製品、原油の仲介代理店業務に従事することができ、また化学肥料に関しては小売、卸売業に従事することができる。
- 2. 中国に30店舗以上を展開する外国 企業は支配株主になることができ るが、その出資比率は51%を超え てはならない。\*
- 【\*取扱商品が石油製品の場合、中国本土のWTO加入議定書の規定が適用される。】

#### 銀行業務

香港の銀行業務分野は、CEPAに基づく市場参入規制の引き下げおよび人民元業務の開放から大きな利益を得られるであろう。またCEPA IIIに基づき、支店出店制限もさらに緩和された。

現在のアクセス範囲	CEPA IIIに基づくアクセス範囲
海外銀行が人民元(RMB)および外 貨業務に従事する支店を開設する には、以下の運転資金要件を満た していなければならない。	RMBおよび外貨業務を現地顧客に 提供する、香港銀行の本土支店に 義務づけられる運転資金レベル は、個々の支店ではなく、当該銀 行の全本土支店を基準にして、以
- その支店の運転資金が5億人民元 以上でなければならない。	下の条件に基づいて評価するもの とする。
かつ	- 当該銀行全本土支店の運転資金 の平均レベルが5億人民元、また
- 各支店の運転資金が3億人民元以 上でなければならない。	個々の支店の運転資金レベルが3 億人民元以上でなければならな い。

#### 証券および先物

一般にCEPAは、香港の証券・先物会社および同分野の専門職従事者が本土市場に進出しやすくしている。またCEPAは、本土と香港の金融サービス分野の協力を通じて、本土企業の香港市場上場を奨励している。

CEPA IIIで本土政府は、試験的な技術革新タイプに属する本土の適格証券会社が、適用要件に従い香港に子会社を設置することを許可する。また本土の適格先物会社も、子会社の設置を含め、香港での先物業務を許可される。

CEPA IIIのこれらの規定は、本土の証券および先物会社による金融拠点としての香港の利用を拡大し、香港と本土間に越境的なビジネスチャンスをより多く生じさせることになるであろう。

## 観光および観光関連サービス

先のCEPAI、IIと比較して、香港の旅行代理店は他国籍競合企業より2年早く本土での子会社設立が許可されているが、CEPAIIIでは売上必要条件も緩和されるため、更に大きな市場進出の権利が与えられる。

2003年7月に実施された個人旅行制度(VIS)は、香港に大きな利益をもたらした。2005年11月以降、本土38都市の住民がVISによる香港旅行を申請できるようになる(それ以前には本土34都市に適用)。2004年に香港を訪れた1,220万人の中国本土からの観光客の約45%がIVS旅行者であった。本土観光客の大量流入は、香港の観光業やホテル産業だけでなく、小売、ケータリング、エンタテイメントなどの関連産業にも利益をもたらした。また観光客の買い物ブームは、外国ブランドや小売企業の香港出店を促した。

現在のアクセス範囲	CEPA IIIに基づくアクセス範囲
• 合弁旅行代理店を設立することができる。	• 香港旅行代理店の本土市場参入要 件が引下げられる。
- 合弁旅行代理店の外国側パートナーの(全世界)年商は4,000万米ドル以上でなければならない。	- 本土に100%所有旅行代理店を 設置する香港旅行代理店の年商 は、2,500万米ドル以上でなけ ればならない。
2007年までに100%外資旅行代 理店の設立を許可する。	- 本土に合弁旅行代理店を設置する香港旅行代理店の年商は、 1,200万米ドル以上でなければならない。

### 運輸

中国のWTO加入議定書の公約および国際海運分野の海外投資管理に関する規制によれば、海運貨物運搬、海運通関、コンテナステーションおよびデポ、国際海運、国際船荷取扱、国際船舶管理、国際荷役、国際海運コンテナターミナルおよびヤード事業に従事できるのは、外資比率が過半数以下の合弁事業だけである。それに対してCEPA規定では、香港企業により大きな柔軟性が与えられており、特定種類の海運サービスを提供する100%所有子会社を設立することができる。

CEPA IIに基づき、香港のサービス提供者は、国際船舶管理サービス、コンテナステーションおよびデポ・サービス、非船舶運用一般輸送サービス、港湾荷役サービスを提供することができる。さらにCEPA IIIでは、香港と本土港間のタグボート・サービス、船舶整備修理サービス、国際海運コンテナ・リース、コンテナ部品の売買、香港船籍船の船舶調査サービスに従事する100%所有子会社を設立することができるようになる。

現在のアクセス範囲	CEPA IIIに基づくアクセス範囲
国際海運	国際海運
• 外資の出資比率が49%を超えない合弁会社を設立できる。	香港のサービス提供者は、香港・ 本土港を運行するタグボート・ サービス、出荷引受・船荷証券発 行・輸送料決済・役務契約締結等 の通常の業務サービスを提供する 100%所有子会社を設立できる。*
	【*「トン数ベースで所有する船舶の50%以上が香港船籍船でなければならない」とするCEPA附件5の規定は、タグボート・サービスを提供する香港のサービスプロバイダには適用されない。】
	香港のサービス提供者は、船舶整 備修理サービスを提供する100% 所有子会社を設立できる。
	香港のサービス提供者は、国際コンテナのリース、コンテナ部品の 売買に従事する100%所有子会社 を設立できる。
	• 香港企業は、香港船籍船に船舶調 査サービスを提供する100%所有 子会社を設立できる。

中国の民間航空産業の外資規制によれば、海外企業は、各種の地上サービスを提供する合弁企業を設立することができる。CEPA IIでは、7種類の地上サービスを提供する100%所有子会社の設立が許可されている。CEPA IIIでは、香港企業は、航空輸送販売代理店サービスを提供する100%所有子会社を設立できる。また航空輸送サービス販売代理店を設立するために必要な登記資本金は、本土企業のそれと同一であると具体的に注記されている。

現在のアクセス範囲	CEPA IIIに基づくアクセス範囲
航空輸送サービス	航空輸送サービス
外資の出資比率が49%以下の合弁 会社は、航空輸送関連の補助サー ビスを提供できる。	香港のサービス提供者は、航空輸送販売代理店サービスを提供する合弁事業を設立できる。
	- 登記資本要件は、本土企業と 同一である。

# 個人所有店

CEPAの個人所有店規定は、香港居住者の移転および起業家精神を奨励する重要な措置である。本土では都市化が進行しつつあるため、近隣および地域商業サービスを求める需要も増大するであろう。個人経営店が従事できる産業は極めて多様であり、その意味で香港住民には多様かつ巨大な機会が付与されたといえる。

現在のアクセス範囲	CEPA IIIに基づくアクセス範囲
CEPA IIIに基づき、本土政府は、中国の市民権のみを保有する香港永住者が、外資に適用される承認手続を経ることなく、本土の省または市に新たに次の4種類のサービスを提供する個人所有店を設置することを許可した。 ・ 小売 ・ 飲食およびケータリング ・ 理髪 ・ 美容およびヘルスケア ・ 入浴サービス ・ 家電品、その他日用品の修理サービス	<ul> <li>CEPA IIIに基づき、香港永住者の個人所有店で提供できるサービスの範囲が拡大される。</li> <li>商品および技術の輸出入</li> <li>写真および写真処理サービス</li> <li>洗浄、クリーニング、染色サービス</li> <li>自動車、オートバイの修理整備</li> </ul>

## □貿易および投資促進

貿易および投資促進はCEPAのもうひとつの重要な要素である。香港および本土政府は、貿易および投資促進がCEPAの施行を成功させる重要な役割を果たすことを認識しており、CEPA IIIのいくつかの措置は、香港・本土間の貿易と投資の流れを拡大させることを意図して開発された。それらの措置には、香港の域外委託加工(OPA)による繊維および衣料を、米国およびEUの特別セーフガード措置発動の結果、今年初めに課された本土の輸出関税制度の適用外とする措置も含まれている。この適用免除はすでに発効している。すでに述べたように、本土の特定種類の証券および先物会社の香港での事業設立を許可する措置も、こうした措置の一環である。

これら2つの措置のほかに、CEPAの枠組みによる貿易・投資奨励措置は、通関の迅速化や商品検査、検疫、食品安全性、品質保証、製品証明の面での香港・本土間の協力拡大を対象にしている。化粧品や医薬品などの特定製品を本土に輸入する際には今でも厳しい検査および検疫手続が適用されるが、今後はそうした手続も合理化されるであろう。これによって香港の対本土輸出が促進され、本土のゲートウェイとしての香港の役割が強化されるであろう。

## □ CEPA IIIの影響および展望

製品貿易に関しては、腕時計の原産地規則の緩和を含め、ゼロ輸入関税による特恵待遇によって、ブランド、デザイン、品質、技術面でより付加価値要素の高い製品や大幅なIP部分を伴う製品を生産する産業がさらに香港に誘致される可能性がある。香港と本土間の原産地規則に関する年2度の交渉によって、現時点では香港で生産されていない製品を香港で生産しようと計画中の潜在的投資家により大きな柔軟性が与えられることになるであろう。

サービス貿易に関しては、WTOを上回る自由化措置によって、特に中小企業を中心とする香港企業は、本土市場進出のさらなる優位性を手にすることになるだろう。香港のサービス提供者に中国のWTO加入議定書で規定されたよりも早く本土市場へのアクセスを提供するのに加え(香港の旅行代理店の場合には2年早い)、CEPA IIIでは、音声・映像、運輸、流通の各セクションで説明したように、WTOで規定された以上に有利な条件が香港企業に適用される。一方、証券および先物会社の香港への子会社設置を許可する本土の措置は、香港の仲介業者基盤を拡大し、地域の金融センターとしての香港の役割を強化するのに役立つであろう。

個人所有店に関しては、自由化措置によって香港居住者が本土でビジネスをする際の柔軟性をさらに拡大し、より多様な産業に従事できるようにすることで、香港住民の起業家精神をさらに喚起するであろう。外資に適用される承認手続は不要であるが、個人所有店を設置する際には、本土の適用法、規制、行政命令は遵守しなければならない。

近日中にも、香港および本土政府は、CEPA III施行の詳細を詰めるために協議を行う。 CEPAは、未来を展望したオープンかつ発展中のプラットフォームである。香港政府は、本 土との製品およびサービス貿易をさらに自由化するために、今後も本土当局との交渉を続け ていく。

香港貿易發展局 Hong Kong Trade Development Council HONGKONG JAPAN BUSINESS CO-OPERATION COMMITTEE

# 香港貿易発展局(香港·日本経済委員会 事務局)

東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3 丁目 4 番地 トラスティ麹町ビル 6 階 電話:03-5210-5850 ファックス:03-5210-5860 E-mail:tokyo.office@tdc.org.hk 大阪事務所

〒541-0052 大阪市中央区安土町 2丁目 3番 13号 大阪国際ビルディング 10 階 電話:06-4705-7030 ファックス:06-4705-7015 E-mail:osaka.office@tdc.org.hk

http://www.tdctrade.com (英語) http://japan.tdctrade.com (日本語)

※本書の一部あるいは全部について、発行者の文書による許諾・同意を得ずに複写複製、転写することを堅く禁じます。